

# 第4編 復旧等

## 第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

#### (2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員による復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

### 2 ライフライン施設の応急の復旧

#### (1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理するライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

##### ア 上水道施設

(ア) あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行う。

(イ) 施設の破損等により給水を停止する場合又は断水のおそれが生じた場合、市町村、県民等に対して、影響区域や復旧時期について速やかに周知する。

(ウ) 応急復旧工事に必要な資機材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の水道事業者、工事業者等へ協力を要請する。

(エ) 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

(オ) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧する。

(カ) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。

イ 下水道施設

(ア) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行う。

(イ) 施設の実状に即した応急対策用資機材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施する。

(ウ) 施設の被害状況、復旧見込等について、市町村、県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努める。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガスのライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

(3) 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の応急の復旧

市町村及び指定地方公共機関は、その管理するライフライン（電気・ガス等の生活生命線）施設について、県に準じて応急の復旧のための措置を講ずるものとする。

### 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

ア 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、備蓄基地を活用して、障害物の除去や応急復旧等を行い、道路の確保に努める。

イ 県は、他の道路管理者の管理する道路についても、速やかに被害の状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送路の優先確保を行う。

ウ 県は、その管理する農道、林道、漁港施設及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急復旧等を行い、機能確保に努める。

(3) 市町村及び指定地方公共機関の管理する輸送施設の応急の復旧

市町村及び指定地方公共機関は、その管理する道路及び漁港施設並びにその所有する港湾施設及び鉄道施設等について速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告し、必要に応じ、その管理する施設の障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

### 1 国における所要の法制の整備等を踏まえた復旧の実施

県は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧を実施する。

### 2 当面の復旧

県は、武力攻撃災害により県の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方針を定める。

### 3 市町村における武力攻撃災害の復旧

市町村は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、武力攻撃災害の復旧を実施するものとする。

また、市町村は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方針を定めるものとする。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

##### (1) 国に対する負担金の請求方法

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

##### (2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

#### 2 損失補償、実費弁償及び損害補償

##### (1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失について、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 特定物資の収用及び保管命令
- ・ 土地、家屋又は物資の使用
- ・ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ・ 車両その他の物件の破損

##### (2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

##### (3) 損害補償

県は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

- ・ 住民の避難誘導への協力
- ・ 救援への協力
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- ・ 保健衛生の確保への協力

また、県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

#### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し次の総合調整又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

- ・ 県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対して行う総合調整
- ・ 知事が市町村長に対して行う避難の誘導又は避難住民の復帰のための措置の指示
- ・ 知事が運送事業に係る指定地方公共機関に対して行う避難住民の運送の指示
- ・ 知事が運送事業に係る指定地方公共機関に対して行う緊急物資の運送の指示

#### 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

##### (1) 国に対する負担金の請求等

市町村は、市町村が国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

##### (2) 損失補償及び損害補償

市町村は、国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。